

地域未来投資促進税制

確認申請書記載例

令和7年第43回～新様式

※青囲みや青字の記載事項は、資料作成にあたっての留意点等を示したものとなります。

※記載の内容はあくまでも一例です。それぞれの事業の内容・性質が異なることから、本記載例と同様に記載して申請を行った場合でも、主務大臣の確認を保障するものではありません。

※本資料に記載されている企業・事業は全て架空のものであり、実在する企業・事業とは無関係です。

※今後制度変更等にもない、記載例・様式等は変更される場合がございます。

令和8年5月

経済産業省 九州経済産業局

企業成長支援課

法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認申請書

【様式1の1】

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準に係る確認申請書

令和●年●月●日

●●大臣 ●● ●● 殿

【大臣名】

- ・事前エントリー後、主務大臣が確定された段階で当局からご連絡します。
- ・大臣名は、上から総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣の順で記載。
- ・大臣は役職、姓名を記載。

住 所 東京都千代田区霞が関 1 丁目 1 番地
名 称 経産工業株式会社
代表者の氏名 代表取締役 経産 太郎

承認地域経済牽引事業について、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第25条の規定に基づく確認を受けたいので申請します。

【住所】

- ・本社所在地を記載（県名も忘れずに記載のこと）。
- ・アルファベット、数字、カタカナは全て全角。

【名称・代表者の氏名】

- ・株式会社と事業者名のスペースは不要。
- ・役職と姓名の間は全角スペースが必要。

（例）経済工業株式会社

代表者役職×姓×名（×は全角スペース）

- ・役職名も記載。
- ・複数の事業者が共同で地域経済牽引事業計画の承認を受けている場合は、承認地域経済牽引事業計画における代表者名を記載。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 承認を受けた地域経済牽引事業計画を添付すること。

1 対象事業者の住所及び名称

対象事業者の住所及び名称	(住所) 東京都千代田区霞が関1丁目1番地 (名称) 経産工業株式会社
--------------	--

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【1. 対象事業者の住所及び名称】

- ・複数の対象事業者が確認申請を行う場合（共同申請）には、欄を追加して記載。
- ・住所（県名も記載のこと）

2 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日

令和5年9月9日（変更承認日：令和6年1月16日、令和7年8月8日）

※ 地域経済牽引事業計画の変更の承認を受けた場合は、括弧書きで変更承認日を記載すること。

【2. 当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日】

- ・初回の計画承認日を記載。複数回の変更承認を受けた場合には、その全ての変更承認日を括弧内に記載。
- ・軽微な変更届で対応された場合は、変更出日や県受理日など日付の記載は不要です。

3 承認地域経済牽引事業の名称

新型プレス機を活用した金型加工工場の新設

【3. 承認地域経済牽引事業の名称】・県承認の事業計画より転記。

4 承認地域経済牽引事業の実施場所

A 県 B 市××700 番地

【4. 承認地域経済牽引事業の実施場所】・県承認の事業計画より転記する。（地番単位で記載。）

5 承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性

(1) 承認地域経済牽引事業の概要

<例1>

弊社は、これまで高い金型加工技術を活かして、C自動車株式会社の「xxx」、「yyy」といった車両やD自動車の車両エンジンに関する金型部品「zzz」を製造してきた。

本事業は、自動車の更なる燃費向上が課題となる中で、より小型化・軽量化した金型部品〇〇を製造するものである。事業実施にあたっては、新工場を建設し、金型部品の小型化・軽量化しに対応した新型プレス機を導入する。なお、本事業は、先端技術を用いた製品を製造することにより、欧州の新たな顧客層の獲得やアジア向け販売戦略の強化を目指すものである。

<例2>

当社は昭和60年に創業し、農産品を中心とした各種商品の保管、配送を行っている。近年、取扱量の増加や顧客の要請による取扱商品の多様化に加えて、品質保持や納入 期間短縮等の顧客の要請への対応が必要となっており、本事業により新しい倉庫を設立し、キャパシティーの増加、機能の拡充、効率化、新規分野への挑戦を図り、新市場の創造も目指す事業である。

【5. 承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性】

(1) 承認地域経済牽引事業の概要

- ・ 貴社全体の企業・事業概要、承認地域経済牽引事業の概要の順に簡潔かつ分かり易く記載。

(2) 事業の先進性の類型（※該当する類型全てに○を付す。）

- ① 開発又は生産する商品の先進性
- 2 開発又は提供する役務の先進性
- 3 商品の生産又は販売の方式の先進性
- 4 役務の提供の方式の先進性

【5. 承認地域経済牽引事業の概要及びその有する先進性】

(2) 事業の先進性の類型（※該当する類型全てに○を付す。）

- ・ 当該地域牽引事業の先進性※について該当する類型に○を付す。○を付した項目ごとに、(3)において、同業他社に普及していない点などにも触れながら、ポイントを絞って簡潔に記載。

※(2)先進性の類型について複数項目を選択の場合、項目ごとに先進性の有無の評価の対象となるためご注意ください。

- ・ 先進性の評価に関する詳細は、地域経済牽引事業計画ガイドライン参照

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/jigyokeikaku_guideline_2504.p

(3) 先進性の概要について

※先進性の概要については、地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（令和7年4月）19～20頁の②先進性の類型、③先進性が認められないものの類型を参照の上、当該事業における先進性について、具体的に説明ください。

以下の【記載のポイント】も参考に記載ください。なお、先進性の有無については最終的に先進性評価委員会が判断することとなります。

【参考：記載のポイント】

- ・ 同業他社や自社従来製品、役務、方式はどのようなものか。
- ・ 本事業で開発又は生産する製品、役務、方式が同業他社や従来製品、役務と比べどのような点で優れているか。
- ・ 本事業で開発又は生産する製品、役務、方式をどのような新規顧客層や市場に販

売していくのか。

- ・同業他社による模倣困難性の内容については具体的にどのようなものか。

【参考：先進性について】

※地域未来投資促進法における地域経済牽引事業計画のガイドライン（令和7年4月）より以下、抜粋。

②先進性の類型

A 開発又は生産をする製品の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用した製品や、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たな製品を開発又は生産する事業をいう。

※先端技術を活用した製品（革新的な新素材）、既存技術の組合せや既存製品の用途の変化等により新たな顧客層の獲得や市場を創造する製品等が挙げられる。

B 開発又は提供する役務の先進性

同業他社に普及していない技術等を活用したサービスや、既存技術等を活用しつつも（潜在的な）顧客ニーズ等に対応した新たなサービスを開発又は提供する事業をいう。

※第4次産業革命等の先端技術を活用したサービス（自動走行技術による運送サービスやロボット技術を活用したサービス等）や、複数サービスの組合せや既存サービスの性能の変化（低価格化、高品質化）等により新たな顧客層の獲得や市場を創造するサービス等が挙げられる。

C 製品の生産又は販売の方式の先進性

同業他社の一般的な方式とは異なる生産方式を含む事業、同業他社の一般的な方式とは異なる販売方式を含む事業をいう。

※生産量や生産速度が大きく向上する方式の導入や、ブランディング戦略や新たな販売方式の導入により、これまで当該製品の主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業（地域商社による新興国市場開拓等）等が挙げられる。

D 役務の提供の方式の先進性

同業他社の一般的な提供方式とは異なる提供方式を含む事業をいう。

※新たな提供方式を導入し、利便性の向上等を図ることで、これまで当該サービスの主な顧客層ではなかった顧客層を開拓する事業等が挙げられる。

（注）特に、外国企業が、海外の革新的な技術や生産方式等を促進区域に導入して地域経済牽引事業を実施する場合には、一定程度の先進性が認められる可能性が高いと考えられる。

③ 先進性が認められないものの類型

- a 同業他社における類似の製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式が、既に日本国内で相当程度普及している場合（ロボット・センサーの導入や特定の建築技術を用いるものなど、一見して製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式に先進性があるようにみえる事業であっても、それが日本国内で既に相当程度普及している場合を含む。）
- b 単に自社の老朽化等をした既存工場の事業の生産能力を高めるために、製品、役務、製品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式を変更せずに、工場等を新設して行う事業である場合
- c 当該事業に用いる技術、販売の方式又は役務の提供の方式が、比較的容易に模倣できるようなものを用いている場合（例えば、特定の建築技術を用いた設計・建築について、特徴的な技術であっても、同業他社が容易に模倣できるようなものを用いている場合）

※ (1)について、地域経済牽引事業計画の申請書に記載している事業の概要を簡潔に記載すること。図表を用いることは可。(3)について、承認地域経済牽引事業が先進性を有することの詳細な説明を、(2)で○を付した項目ごとにそれぞれ 400～500 文字を目安として簡潔に記載すること。図表を用いることは可。

6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率（以下のいずれかを記載すること）

投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	9.0 (%)
投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 ×100	(%)

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-1に記入して提出し、投資収益率を記載した場合は、その算定根拠を別紙1-2に記入して提出すること。

【6. 承認地域経済牽引企業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】

・算定については、別添1-1（労働生産性の伸び率）、1-2（投資収益率）で算出した数字を記載。

※上乗せ申請の場合は、別紙1-1、別紙1-2の両方を作成。上乗せ申請をしない場合はどちらか一方を作成。

・別紙1-1、別紙1-2、別紙1-3は事業者全体の数値ではなく、地域経済牽引事業単位の数値を記載。

・地域経済牽引事業が新規事業である場合、労働生産性の伸び率の算定における投資前年度の数値は、①既存の類似事業における数値をもとに算出、②新事業立ち上げに際して中止した事業における数値をもとに算出。①②のいずれの方法もとることができない場合に限り、当該承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業者がジョイントベンチャー等により設立された会社である場合は、出資を行っている会社）の企業全体の労働生産性を用いて算出。

・「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」は、設備を複数取得する場合、原則、以下「8. 減価償却資産」に記載された資産で事業の用に供する日が一番遅い日の属する年度になります。

【参考】

● 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示（以降「告示」という。）

第1項 第1号イ（1）

労働生産性の伸び率又は投資収益率が一定水準以上となることが見込まれること。

● 地域未来投資促進法における 地域経済牽引事業計画の ガイドライン第5 法第25条に基づく確認について

1 法第25条に基づく確認の基準

7 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高

計画承認日から5年後までの期間を含む事業年度において見込まれる当該商品又は役務の売上高伸び率 × 100	26.2 (%)
過去5事業年度の当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率 × 100	5.6 (%)

※ 市場規模の伸び率が分かる資料を添付すること。

【7. 承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高】

- ・算定根拠については、別紙2-1（売上高及び市場の伸び率算出シート）を適宜活用して算出。
- ・承認地域経済牽引事業者の会社全体の数値ではなく、地域経済牽引事業単位での数値で算出。
- ・市場の規模の伸び率（例：工業統計、経済センサス、民間調査会社のデータ、業界団体のデータ等）を添付し、該当部分にマーカーを付けるなど、参照部分がわかるようにすること。

【参考】告示 第1項 第2号

計画承認日以降五年を経過する日までの期間を含む事業年度において見込まれる当該承認地域経済牽引事業に係る商品又は役務の売上高の伸び率を百分率で表した値が、零を上回り、かつ、過去五事業年度における当該商品又は役務に係る市場の規模の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

8 減価償却資産

承認地域経済牽引事業者名（経済工業株式会社）

種類	資産の内容	数量	予定単価	取得予定価額	取得予定時期
建物及びその 付属設備	新工場	1棟	840,000千円	840,000千円	令和8年12月 (注1)
機械及び装置	新型プレス 機X	4台	125,000千円	500,000千円 (400,00千円) (注2)	令和8年11月
機械及び装置	新型プレス 機Y	1台	50,000千円	50,000千円	令和7年7月 確認前取得資産 (注3)

注1 第五工場 建屋については、令和〇年〇月〇日付け〇〇〇〇〇〇〇〇〇地第〇号をもって承認地域経済牽引事業者が地域の成長発展の基盤強化に特に資するものであることを確認済み

注2 本牽引事業に取り組むにあたり、〇〇補助金を活用予定であり、下段にて圧縮記帳後の金額を記載。

※ 「種類」には、法人税法施行令第13条各号に規定する資産の種類を記入すること。

※ 複数の承認地域経済牽引事業者が事業を行う場合には、事業者毎に欄を作成すること。

【8. 減価償却資産】

- ・減価償却資産については、地域経済牽引事業計画に記載されている資産（税制対象とならない車両、船舶等を含む。）を記載。
- ・「種類」には法人税法施行令代13条各号の種類を記載（「建物及びその附属設備」・「構築物」・「機械及び装置」・「車両及び運搬具」など）。
- ・単位を正しく記載。（「数量」「予定単価」「取得予定価額」欄）
- ・数量×予定単価＝取得予定価額となるように記載。
- ・計画変更にともない再度確認を受ける場合など、既に主務大臣の確認を受けている資産については、(注1)のとおり記載。
- ・補助金の交付により圧縮記帳を行う場合、「減価償却資産の取得予定価額」には、取得予定価額の下に、括弧書きで圧縮記帳後の金額を記載。補助金については、申請中等であっても採択となり圧縮記帳を行う場合は、圧縮記帳後の金額を括弧書きで記載する必要がある。（注2）
- ・主務大臣の確認前に取得する資産については、取得予定価額の欄に「確認前取得資産」と明記。なお、確認前取得資産については、課税特例の適用を受けることができない。（注3）

9 対象事業者が取得する予定の減価償却資産

対象事業者名	経産工業株式会社
前事業年度の減価償却費	
(1) 対象事業者が(2)及び(3)以外の場合（告示第1項第4号イ）	684,384,222（円）
(2) 対象事業者が連結会社の場合（告示第1項第4号ロ）	（円）
(3) 対象事業者が告示第1項第4号ハに掲げる者の場合	（円）
減価償却資産の取得予定価額	1,290,000,000（円）

※ 減価償却費の根拠となる財務諸表等又は連結財務諸表等を添付すること。

※ 対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

※ 外国法人等がその出資者に含まれる対象事業者は、告示第1項第4号ハに掲げる者に該当するか否かの判定の基礎となった資料を添付すること。また、(3)に該当する場合は、その円換算の基となった資料を添付すること。

【9. 対象事業者が取得する予定の減価償却資産】

- ・対象事業者の前事業年度の減価償却費については、主務大臣の確認を受ける時点（予定される確認日）の前事業年度の数値を記載（対象事業者が連結会社である場合には、連結会社全体の前連結会計年度の減価償却費を記載）。
- ・対象事業者の設備投資額は、前年度減価償却費の25%以上（対象事業者が連結会社である場合には、連結会社全体の前年度減価償却費が対象）が必要。かつ、1億円以上であること。
- ・対象事業者が取得する予定の減価償却資産の取得予定価額については、【8. 減価償却資産】で記載した各資産の取得予定価額の合計額を記載。また、圧縮記帳を行う場合には、圧縮記帳後の金額を記載すること。
- ・(3)は、以下【参考】に該当する場合に記載すること。
- ・必ず円単位で記載。
- ・根拠となる財務諸表等の「減価償却費」には必ずマーカーを引くこと。

【参考】告示 告示第1項第4号ハ

ハ外国法人等（外国の法令に準拠して設立された法人、外国に主たる事務所を有する法人その他の団体をいう。）が直接又は間接に有する対象事業者の議決権の数の当該対象事業者の議決権の総数のうちに占める割合が百分の五十を超える場合における当該対象事業者（連結会社を除く。）当該対象事業者の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）に、当該外国法人等（その百分の五十を超えるかどうかの判定の基礎となった者が複数である場合は、その全ての者）の前事業年度における減価償却費の額（事業年度の期間が一年未満である場合にあっては、当該減価償却費の額を一年当たりの額に換算した額）の合計額を加えて得た額

1 0 対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程

添付書面の通り

- ※ 原則、対象事業に係る経営の方針の決議又は決定の過程及びその内容を示す書類の添付で足りるものとする。
- ※ 取締役会その他これに準ずる機関で意思決定されたものであることが分かるようにすること。
- ※ 個人事業主や取締役会がない法人（合同会社等に該当する法人）の場合は、代表者の意思であることが確認できるようにすること。

【10. 対象事業に係る経営方針の決議又は決定の過程】

・申請者が当該事業を実施する経営判断をする上で、未来法の活用を前提としていることを確認するため、このことが分かる文書を御提出ください。（取締役会等での会議資料や議事録の抜粋等）

1 1 旧計画がある場合に係る事項（該当する場合のみ記載すること。）

旧計画の名称	
旧計画の実施期間	
旧計画における投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	(%)
旧計画における投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 × 100	(%)

- ※ 旧計画は、「本確認申請に係る対象事業者と同一の者が実施する他の承認地域経済牽引事業計画であって、本確認申請に係る承認地域経済牽引事業計画と同一の都道府県知事又は主務大臣が承認したもの（本確認申請前に当該他の承認地域経済牽引事業計画に係る地域経済牽引事業が法第25条に基づく主務大臣の確認を受けたものに限る。）」とする。
- ※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。
- ※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。
- ※ 上記の労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定期間が、5年間に満たない場合は、直近事業年度までの間について算定することとする。

【11. 旧計画がある場合に係る事項】 ※旧計画がある場合のみ記入。

・これまでに、同一事業者が同一都道府県内で地域経済牽引事業の承認を受け、主務大臣の確認を受けている場合には記載が必要。不明な場合は経済産業局に御相談ください。

・複数の旧計画が存在する場合には、記載欄を増やし、全ての旧計画についてそれぞれ記載。

・なお、算定期間が1事業年度に満たない場合には、1事業年度当たりの数値に換算した値を用いる。例えば、算定根拠となる売上実績等について、7か月間の実績の場合には、当該数値に12/7を乗じる等、合理的な算出方法により算出。

※以降の【様式1の2】は上乗せ要件での申請を行う場合にのみ記載。

通常類型の場合は、御提出の際に【様式1の2】以降を削除してください。

【様式1の2】

法第25条に規定する主務大臣が定める基準に係る確認を受ける対象事業者のうち、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が平成31年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-①）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-②）、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和7年4月1日以後であるものであって、対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものに該当するもの（以下上乗せ要件A-③）、または、当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和6年9月2日以後であるものであって、対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすもの（以下上乗せ要件B）に該当するものとして確認を受ける場合には、本様式を記載し必要書類とともに提出すること。

- 以下の1～4のうち、上乗せ要件Aとして確認申請を行う場合は、1及び2を記載すること。
- また、上乗せ要件Bに該当するものとして確認申請を行う場合は、1～4全てを記載すること。
- なお、対象事業者が複数の場合には、事業者毎に欄を作成すること。

必須記載事項整理表

要件	1						2	3		4
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)		(1)	(2)	
A	①	どちらか一方	—	○	○	○	○	—	—	—
	②	どちらか一方	—	○	○	○	○	—	—	—
	③	—	○	○	○	○	○	—	—	—
B	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○

1 付加価値増加率等に関する基準

上乗せ要件Aによる確認申請を行う場合は、(1)、(2)又は(3)のいずれか、及び(4)～(6)を記載すること。また、上乗せ要件Bによる確認申請を行う場合は、(1)、(2)及び(4)～(6)の全てを記載すること。

(1) 対象事業者の付加価値額増加率

対象事業者名	経産工業株式会社
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	2,521,148,147 (円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	2,236,584,215 (円)
付加価値額増加率・・・ $(A-B) / B \times 100$	12.7 (%)

※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

【1 (1) 対象事業者の付加価値額増加率】

- ・ 主務大臣の確認を受ける時点の前事業年度及び前々事業年度の数値を記載。
- ・ 付加価値額については、承認地域経済牽引事業者の企業全体の数値を記載。(地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額とは異なる点に注意。)
- ・ 算出にあたっては、【参考2】付加価値額増加率及び平均付加価値額算定シートを適宜活用。

【参考】告示 第1項 第5号

計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。イ 次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること

(1) 対象事業者の付加価値額増加率(前事業年度の付加価値額(事業年度の期間が一年未満である場合にあつては一年当たりの金額に換算した金額とし、零以下である場合にあつては一円とする。以下同じ。)から前々事業年度の付加価値額を控除した金額の当該前々事業年度の付加価値額に対する割合をいう。)が百分の八以上であること。

(2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額
(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和5年4月1日以後である場合)

対象事業者名	
対象事業者の前事業年度の付加価値額・・・A	(円)
対象事業者の前々事業年度の付加価値額・・・B	(円)
平均付加価値額・・・(A+B) / 2	(円)
承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額	(円)

※ 付加価値額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

※ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額を記載すること。

【1 (2) 対象事業者の平均付加価値額および承認地域経済牽引事業に係る付加価値創出額】

- ・ 令和5年4月1日以降に地域経済牽引事業計画の承認を受けていること。
- ・ 承認地域経済牽引事業計画に記載されている付加価値創出額をそのまま転記。(企業全体の数値でない点に注意)

【参考】告示 第1項 第5号

計画承認日が平成三十一年四月一日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。イ次の(1)又は(2)のいずれかに該当すること
(2) 計画承認日が令和五年四月一日以後である場合であって、対象事業者の平均付加価値額(前事業年度及び前々事業年度の付加価値額の年平均をいう。)が五十億円以上であり、かつ、承認地域経済牽引事業が三億円以上の付加価値額を創出すると見込まれるものであること。

(3) 対象事業に係る業種

(当該承認地域経済牽引事業に係る計画承認日が令和7年4月1日以後である場合)

業種名	
同意基本計画名	
告示第1項第5号 イ(3) (i) 又は (ii) の該当区分	

※ 日本標準産業分類に掲げる中分類項目を記載すること。

※ 指定業種が記載されている同意基本計画名を記載するとともに、当該同意基本計画を添付すること。

※ 日本標準産業分類は、以下の総務省HPで確認することができる。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

※ 告示第1項第5号イ(3)(ii)に規定する特定取引先の行う事業が指定業種に該当する場合は、当該事業の業種名を記載するものとし、告示第1項第5号イ(3)(ii)に該当することを証する書類(当該特定取引先の名称、当該事業の概要、取引状況が分かる資料など)を添付するものとする。

(4) 常時使用する従業員数(前事業年度末時点)

常時使用する従業員数	100人
(上乗せ要件Bを利用する場合のみ) 産業競争力強化法第2条第23項に規定する中小企業者、みなし大企業でないことについて、右記チェック欄にチェックを入れること。	<input type="checkbox"/>

※ 常時使用する従業員(以下、「常用従業者」という。)は、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す。会社役員及び個人事業主は予め解雇の予告を必要とする者に該当しないので、該当しない。

※ (未来法上の中小企業者である場合のみ)申請に当たってはその根拠資料を示すこと。根拠資料は、直近の確定申告書類(法人事業概況説明書)、給与所得の源泉徴収票、雇用保険の適用事業所台帳のほか、従業員名簿等の事業者が作成する任意の書類等が想定される。

※ (上乗せB類型を利用する場合のみ)みなし大企業でない場合は、株主リスト、株主名簿等の株主の一覧表(各株主の出資比率がわかる書類)を根拠資料として提出すること。

※ 産業競争力強化法上の中小企業者については、下記経済産業省HPで確認することができる。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/zeiseishien.html

(5) 資本金(前事業年度末時点)

(千円単位)

50,000千円

※ 上記資本金額の根拠となる財務諸表等を添付すること。

(6) 業種(日本標準産業分類細分類(4桁)にて記載) (※牽引事業者の業種)

分類番号(4桁)	2691
業種名	金属用金型・同部分品・附属品製造業

日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（4桁）を記載すること。

別業種に属する複数の事業を持つ場合は当該事業者の「主たる事業」に該当する業種を記載すること。「主たる事業」は、売上高・付加価値額・従業員数などの経営指標の割合が最も多くの割合を占める事業を指す。

2 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率及び投資収益率

投資年度から5年間の労働生産性の伸び率の平均値 × 100	9.0 (%)
投資年度の翌事業年度から5年間の投資収益率の平均値 × 100	10.0 (%)

※ 投資年度は、「減価償却資産を事業の用に供した日の属する事業年度」とする。

※ 労働生産性の伸び率及び投資収益率の算定根拠を別紙1-1及び別紙1-2に記入して提出すること。

【12 承認地域経済牽引事業】

- ・ 【6 承認地域経済牽引事業に係る労働生産性の伸び率又は投資収益率】と整合する数値を記載。

【参考】告示 第1項 第5号 ロ、ハ、ニ

ロ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度から五年間の労働生産性の伸び率の年平均が百分の五以上（計画承認日が新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十五号。以下「改正産業競争力強化法」という。）の施行の日前である場合又は対象事業者が中小企業基本法（昭和三十八年法律第一百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者である場合にあっては、百分の四以上）となることを見込まれること。

ハ 承認地域経済牽引事業について、減価償却資産を事業の用に供した事業年度の翌事業年度から五年間の投資収益率の年平均が百分の五以上となることを見込まれること。

ニ 承認地域経済牽引事業について、第一号イに規定する評価委員会において同号イ（1）の観点から先進的であると認められたこと。

3 産業競争力強化法第34条の2第1項に規定する特定中堅企業者にかかる基準

（1）常用従業者数の伸び率及び平均給与支給総額

前事業年度の平均給与支給額	百万円
3事業年度前比の常用従業者数からの伸び率	(%)

（2）直近3事業年度いずれかの売上高成長投資額比率

①設備投資額	売上高比	(%)
--------	------	-----

(有形固定資産)		
②無形固定資産投資額 (ソフトウェア・特許権・のれん等)	売上高比	(%)
③研究開発の額	売上高比	(%)
④教育訓練費の額	売上高比	(%)

※ 上記①～④のうち、業種別平均を超えるものをいずれか1つ選択し、記載すること。

4 パートナーシップ構築宣言の有無

パートナーシップ構築宣言の登録日	
パートナーシップ構築宣言のURL	

※ 「『パートナーシップ構築宣言』ポータルサイト」の登録企業リストから、「パートナーシップ構築宣言の登録日」とURLを転記すること。

※ パートナーシップ構築宣言の宣言法人は、様式1の「1. 対象事業者の住所及び名称」の「名称」に記載する法人と必ず一致させること。